

令和 7 年度函館市地域内フィーダー系統確保維持計画

令和 6 年 6 月 24 日

(名称) 函館市地域公共交通協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>函館市内の銭亀沢地区においては、国道 278 号を運行する路線バス（地域間幹線系統）「下海岸線」が主要な交通手段となっているが、これと並行する沿線に形成される住宅地は急斜面上の高台に所在し、特に高齢者の買い物等における既存の地域間幹線バスの利用が難しい状況にあった。</p> <p>このことから、地域住民の要望に基づき、平成 30 年 11 月より、旧戸井線を経由し、「根崎競技場前」や「湯倉神社前」等のバス停において「下海岸線」、「旭岡団地線」、「川汲鹿部線」の地域間幹線系統と接続する路線バス「望洋団地線」を運行している。</p> <p>高齢者をはじめとした地域住民の利便性を確保するとともに、アクセスの確保による公共交通網の利用促進を図るため、当該系統の維持が必要である。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 望洋団地線の 1 便あたり乗車人数を 9 人以上（令和 5 年度実績 8.8 人）とする。 ・ 望洋団地線の経常収支率を 52%（令和 5 年度実績 51.67%）とする。 <p>※燃料費高騰等の影響を受けている状況ではあるが、沿線町会から運行時刻等に関する要望や利用実態を聞き取るなど、現状を把握して改善に努めるとともに、町会の協力のもと周知を図ることで利用を促進していく。</p>
(2) 事業の効果
<p>「望洋団地線」の運行により、従来路線バスの利用が困難であった高齢者等の地域住民による公共交通の利用が促進される。</p> <p>また、地域間幹線系統に接続する運行ダイヤとすることで、連携する公共交通網の利用が促進され、地域の活性化が図られる。</p>
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者のニーズ調査に基づき、運行経路や運行時刻を設定することにより、路線の利便性を高め、利用者数の確保に繋げる。（事業者） ・ 町会等の住民団体における周知活動等を支援し、地域における公共交通利用の機運醸成を図る。（函館市、住民団体）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表 1 を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
運行経費1,767,022円から運賃収入、営業外収入及び国庫補助金を控除した額を函館バス株式会社が負担する。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施。 ・OD調査を実施。
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし

(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【 <u>公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
① 車両の代替による費用削減等の内容
※該当なし
② 代替車両を活用した利用促進策
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

令和4年4月25日	函館市生活交通協議会の後継となる函館市地域公共交通協議会設立
令和4年6月24日	函館市地域公共交通協議会令和4年度第2回総会開催
	令和5年度函館市地域内フィーダー系統確保維持計画案承認
令和4年12月21日	函館市地域公共交通協議会令和4年度第4回総会開催
	令和4年度事業の評価を実施
令和5年6月23日	函館市地域公共交通協議会令和5年度第1回総会開催
	令和6年度函館市地域内フィーダー系統確保維持計画案承認
令和5年12月12日	函館市地域公共交通協議会令和5年度第4回総会開催
	令和4年度事業の評価を実施
令和6年6月13日	函館市地域公共交通協議会令和6年度第2回総会開催
	地域公共交通計画別紙案承認

19. 利用者等の意見の反映状況

令和2年1月 銭亀沢地区町会連合会とバス事業者の協議により運行時刻・経路を変更

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 函館市東雲町4番13号

(所 属) 函館市企画部計画推進室交通政策課

(氏 名) 佐々木 健人

(電 話) 0138-21-3625

(e-mail) bus@city.hakodate.hokkaido.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。